

金沢市古紙取扱事業者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の事業所から排出される資源化可能な古紙を資源化ルートへ誘導するため古紙の受入、回収を行う事業者を古紙取扱事業者として登録し、その利用を排出事業者に広く周知することにより、ごみの減量化・資源化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 古紙取扱事業者とは、資源化可能な古紙の受入、又は回収を行い、かつ次条に定める登録基準を満たす事業所又は店舗をいう。

(登録基準)

第3条 古紙取扱事業者として登録する基準（以下「登録基準」という。）は、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 古紙の再生の業を営んでいること。
- (2) 地域に関係なく、古紙の再生に関し排出者から相談を受けた場合に協力ができること。
- (3) 生活環境保全上の措置を講じるよう努め、事業活動を行っていること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- (5) 金沢市内での取引実績が5年以上を有すること。

(登録申請)

第4条 古紙取扱事業者の登録を希望する事業者は、金沢市古紙取扱事業者登録(登録・変更・辞退)届出書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)を金沢市長に提出するものとする。

2 前項の届出書等は、古紙取扱事業者の登録を受けようとする事業所等毎に提出するものとする。

(登録)

第5条 金沢市長は前条の規定による届出を受けたときは、登録基準に照らして審査し、適当と認める時は、古紙取扱事業者登録するものとする。

(変更等申請)

第6条 前条の規定により古紙取扱事業者として登録を受けた事業所等は登録内容に変更があった場合(登録を辞退する場合を含む。)は、金沢市古紙取扱事業者(登録・変更・辞退)届出書(様式第1号)を遅滞なく金沢市長に届出するものとする。

(登録の取消)

第7条 古紙取扱事業者の登録を受けた事業所等が第3条で定める登録基準を満たさなくなった時、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消すものとする。

- (1) 古紙取扱事業者の登録を受けた事業所等から辞退の届出があったとき。
- (2) 古紙取扱事業者の登録を受けた事業所等が廃業したことが確認されたとき。
- (3) 廃棄物法令に違反する等、古紙取扱事業者の登録を受けるものとして適当でないと認めるとき。

(古紙取扱事業者の義務)

第8条 古紙取扱事業者の登録を受けた事業所等はごみ減量・リサイクルの推進に努め、排出事業者からの相談には親切丁寧に対応しなければならない。

(制度の周知)

第9条 金沢市長は、この登録制度及び古紙取扱事業者の登録を受けた事業所等を市内の古紙排出事業者に周知を図るものとする。

附 則

この要領は、平成30年2月8日から施行する。